

# 仕 様 書

## 1 業務の名称

令和8年度中央区(中地域・南地域)地下道ポンプ施設等保守業務

## 2 業務の対象

別紙1に示す地下道ポンプ施設

## 3 業務の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 4 業務の内容

浜松市土木部が所管する中央区（中地域・南地域）内地下道施設において、ポンプ施設等が常時正常に稼動するよう維持管理すること及び、施設の異常、故障等における応急処置を実施する。

### (1) 定期点検

点検回数は年2回(梅雨前、台風前)を基本とし、詳細な点検時期については委託者と協議すること。点検内容は、分電盤、制御装置、ポンプの動作確認、絶縁抵抗の測定、配管、バルブの破損の有無等を点検する。点検は(様式6)に基づいて実施し、実施後速やかに(様式6)を提出すること。

### (2) 応急処置

土曜日、日曜日及び祝日を含めた24時間において、ポンプの異常に対する応急処置を迅速に実施する。

#### (2-1) 体制

受託者は、緊急時に備え常に作業できる体制を整えること。

#### (2-2) 業務の実施

ア 委託者は、ポンプオイル交換、水中ポンプ取替え等の業務を別に定める業務依頼書(様式1)により、依頼するものとする。ただし、そのいとまが無く緊急を要するときは、委託者からの口頭による依頼により業務を実施することが出来る(その後業務依頼書による依頼がなされる。)

イ 受託者は、委託者より注文を受けた都度、速やかに業務を実施しなければならない。

ウ 受託者は、各回の業務が完了したときは、速やかに業務完了書(様式2)、業務精算書(様式3)、業務実績報告書(様式4)及び現場写真(業務の着手前及び完了後の状況並びに必要に応じて作業状況を写した写真)を添付したものを監督員に提出しなければならない。

## 5 業務責任者

これまでの過去5年において、浜松市発注のポンプ関連維持管理業務に携わった経験を有する者を業務責任者とすること。

## 6 作業従事者

低圧電気を取扱う作業に従事する者は、第2種電気工事士の資格保有者とする。

## 7 業務要領

### (1) 立会い

ア 委託者は業務実施にあたり、必要に応じて受託者の立会いを求めることができる。

イ 受託者は業務実施にあたり、必要に応じて委託者の立会いを求めることができる。

### (2) 交通規制

受託者は、業務実施にあたって交通に危険を及ぼす恐れがあるときは、バリケード・保安ロープ・セフティーコーン・赤色灯・標識によるほか必要に応じ交通整理人を配置して交通の安全を確保しなければならない。

### (3) その他

ア 業務の履行にあたり、着手届により業務責任者を届けること。またこれらの者を変更したときも、業務責任者変更届により届けること。

イ 使用するポンプ設備機材は、その外観及び仕様を事前に委託者に報告し、確認を受けるものとする。

ウ 不要となったポンプ設備機材は、関係法令を遵守し適正に処理するものとする。

エ 施設台帳の内容に変更が生じた場合は、速やかに修正提出するものとする。

オ 受託者は、第三者から通報や連絡等があった場合は丁寧に対応し、その内容を速やかに委託者に報告しなければならない。

カ 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、浜松市土木工事共通仕様書を参考にし、委託者と受託者とが協議の上定めるものとする。

また、設計書と仕様が異なる機器の取替等がある場合は上記のとおり協議すること。

## 8 契約及び入札の方法

(1) 契約は業務単価内訳表の各種別の単価で締結するものとする。

(2) 入札対象額は、業務単価内訳表の種別合計単価の合計金額とする。

(3) 各種別の契約単価は、次の算式により算出するものとする。

$$\text{※契約単価} = \text{入札額} \times \text{構成比} (\%) \div 100$$

## 共通仕様書の適用について

本工事に適用する共通仕様書は、『浜松市土木工事共通仕様書』(以下「共通仕様書」という。)とする。(共通仕様書の最新版は、浜松市ホームページに掲載)

共通仕様書 第1編1-1-3の第2項でいう「設計図書の照査」は、「浜松市土木工事設計図書の照査ガイドライン」(浜松市ホームページに掲載)を参考にして実施すること。